

白川町選挙管理委員会告示第1号

令和8年2月8日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査につき、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定により、令和8年1月23日から同年2月8日までは、選挙人名簿の登録の移替えをしない期間とする。

令和8年1月21日

白川町選挙管理委員会委員長 安江正宏